



令和7年度 事業計画



社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会

はじめに

令和7年度事業計画の策定にあたり、次の点が特色として盛り込まれています。

1つ目は、令和6年度から施行された「かまくらささえあい福祉プラン（第6次地域福祉活動計画）（以下、「プラン」という。）」が2年目に突入することで、新たな取り組みが開始されることとなります。事業区分別の取り組みにおいて新規事業を盛り込みプランの着実な前進を図っていきます。

2つ目は、令和5年度事業計画から内容の刷新を図り、今回で3回目の事業計画となります。今回の事業計画では、これまでの反省点を踏まえ見やすさを向上させるため、記載項目はそのままに様式を変更しました。また、3回目の計画づくりということで、令和6年度事業報告に記載される「今後の課題」を克服するための事業計画づくりを意識的に進めた内容となっています。

令和7年度事業計画を策定する背景

鎌倉市社会福祉協議会では、令和8年度が様々な意味において転換点となることが想定されています。

例えば、老人福祉センターにおける次期指定管理者による管理がスタートします。令和6年度からスタートしたプランの中間年にあたります。本会としての新たな広報指針をスタートさせます。

こうしたことを令和8年度からスタートさせるため、令和7年度における協議検討、準備作業などが重要となります。これから先の行く末を見通した取り組みを1年かけて、事務局内のあらゆる機関において十分に協議検討していくことが求められる1年となります。

I かまくらささえあい福祉プラン(第6次地域福祉活動計画)との関連性

かまくらささえあい福祉プラン(第6次地域福祉活動計画)			令和7年度事業計画	頁
大項目 I 地域福祉の担い手づくり				
小項目	(1)-①	気軽に参加できるボランティア活動や地域福祉活動の開拓	鎌倉福祉まつりの開催	15
			ボランティア活動に関する相談受付及び分析	16
			自治会町内会をはじめ、多様な主体に地域福祉に対する理解や協力へ働きかけ	25
	-②	ボランティア入門講座等、担い手増強のための講座開催	個人登録「はじめての一步」及びボランティア団体登録	16
			ボランティア団体への助成	17
			市社協に登録したボランティア団体の紹介	17
			ボランティア入門講座の地域開催	17
小項目	(2)-①	福祉教育の推進	福祉教育メニュー拡充	18
			夏休み子ども福祉体験の開催	18
			地域住民へ向けた福祉教育プログラム実施	19
	-②	夏休み子ども福祉体験の開催	夏休み子ども福祉体験の開催	18
	-③	社会福祉協議会の活動周知による市社協賛助会員の増強	一般会員及び賛助会員の募集・紹介	13
小項目	(3)-①	社会福祉施設等との協働による担い手づくりや福祉意識の醸成への取り組み	施設部会の開催	22
	-②	高齢者施設等による認知症サポーター養成講座の開催と防災・安全情報メールの登録者拡大	認知症予防への取り組み	35
大項目 II 集いの場や居場所づくり				
小項目	(1)-①	お出かけ型(移動型)サロンの実施	生活支援の担い手養成の支援、必要なサービス開発支援の取り組み	25
	-②	近所の団らん助成事業の継続実施	生活支援の担い手養成の支援、必要なサービス開発支援の取り組み	25
	-③	多世代交流事業の企画・実施	施設利用者と地域の子どもから大人・高齢者が交流できる事業の実施	38
小項目	(2)-①	集いの場や居場所づくりに協力可能な福祉施設や企業等の開拓	地域のニーズと必要なサービスとのマッチングへの取り組み	26
	-②	集いの場や居場所に関する情報収集とニーズ把握	地域の生活支援ニーズと社会資源の把握及び情報提供の取り組み	24
小項目	(3)-①	親睦や交流が主な目的ではない集いの場の検討・実施		
	-②		就労準備プログラムの作成	31

		就労体験協力店等の拡大による社会参加の機会となる場の拡充	就労準備支援プログラムへの協力企業や団体の拡充	31
			利用者への柔軟で多様な支援の取組み	31
	-③	寄り添い、つながりの支援		

大項目 III 支え合いや助け合いの活動支援と仕組みづくり

小項目	(1)-①	高齢者等の生活支援・介護予防・健康増進の取組みに関する活動支援	地域活動を行う関係者とのネットワーク化の取組み	25
	-②	地区社協が取組む地区ボランティアセンターの活動支援		
	-③	声かけ・見守り活動の推進	目指す地域の姿・方針・意識合わせの取組み	25
小項目	(2)-①	災害時に備えた市や鎌倉青年会議所との定期的な協議の場づくり	三者協議の開催	19
	-②	災害ボランティアセンター企画会議の開催	災害ボランティアセンターの開催	19
	-③	災害時に強い支え合いや助け合いの推進	災害ボランティアセンター関連事業の実施	19
小項目	(3)-①	福祉当事者団体と今後の活動を話し合う場づくり	団体部会の開催	22
			福祉当事者団体への助成	34
	-②	ボランティアや NPO 団体等での活動者に向けた支え合いや助け合い活動への協力の投げかけ	地区社協部会の開催	21
			必要な会議等参加及び開催と支援の取組み	26
	-③	施設部会との連携・強化	ボランティアニーズの調査及びボランティアニーズの情報発信	16

大項目 IV 相談支援と情報提供の基盤づくり

小項目	(1)-①	なんでも相談窓口の継続と機能充実	なんでも相談窓口の運営・拡充	20
			地域の生活支援ニーズと社会資源の把握及び情報提供の取組み	24
			生活福祉相談、健康相談、福祉法律相談、なんでも相談窓口の実施	37
	-②	多機関連携・協働による総合相談支援	鎌倉市居住支援協議会への参加・協力	22
			相談支援機関等からの相談受付	23
			研修会の開催	24
	-③	相談内容や対応状況の共有	円滑な制度利用に向けた制度の丁寧な説明	28
小項目	(2)-①	地域の社会資源や地域特性の把握・整理	「参加支援事業」の取組み	23
			地域の生活支援ニーズと社会資源の把握及び情報提供の取組み	24
	-②	福祉関係の組織や団体等の基本情報の収集・整理	市社協に登録したボランティア団体の紹介	17

			団体部会の開催	22
			施設部会の開催	22
	-③	組織内における情報共有の強化		
小項目	(3)-①	社協の活動や福祉に関する情報をわかりやすくタイムリーに発信する取組み	福祉活動振興基金の周知	13
			(新規)かまくら社協だよりの紙面刷新検討	14
			なるほど社協 第5版の作成	14
			(新規)広報媒体を活用した広報指針の作成と媒体の積極的な活用	14
			イメージキャラクターの適正な運用	14
			ボランティアニーズの調査及びボランティアニーズの情報発信	16
			個人登録「はじめての一步」及びボランティア団体登録	16
			市社協に登録したボランティア団体の紹介	17
	-②	福祉関係の組織や団体等が行う情報発信の支援	地域の生活支援ニーズと社会資源の把握及び情報提供の取組み	24

Ⅱ 事業区分別 体系図

大 事 業	中 事 業	小 事 業	主 な 取 組 み	頁
1 法人運営事業	<1 法人運営事業>	1 法人運営のための 会議等の開催	① 理事会・評議員会の開催及び改選 の円滑な実施	12
		2 効率的な組織運営	① 職員研修の開催	12
			② (新)経理事務の効率的な事務運 営を図る	12
		3 会員の増強	① 一般会員及び賛助会員の募集・紹 介	13
		4 共同募金・寄付金募 集の取組み	① (新)共同募金運動(年末たすけあい 募金を含む)への取組み強化	13
	<2 基金運営事業>	1 基金の適正な管理 運用	① 福祉活動振興基金管理委員会の 開催	13
			② 福祉活動振興基金の周知	
2 企画広報事業	<1 広報啓発事業>	1 広報活動の充実と 福祉情報の収集、発 信	① かまくら社協だよりの紙面刷新検討	14
			② なるほど社協 第5版の作成	14
			③ (新)広報媒体を活用した広報指針 の作成と媒体の積極的な活用	14
			④ イメージキャラクターの適正な運用	14
	<2 福祉功労者表彰 事業>	1 広報啓発イベント・ 行事の開催	① 地域福祉推進感謝の集いの開催	15
	<3 福祉まつり事業>		① 鎌倉福祉まつりの開催	15
3 ボランティアセ ンター活動事業	<1 ボランティアセンタ ー運営事業>	1 ボランティアの活動 支援	① ボランティア活動に関する相談受付 及び分析	16
			② ボランティアニーズの調査及びボラ ンティアニーズの情報発信	16
			③ 個人登録「はじめの一步」及びボラ ンティア団体登録	16
			④ ボランティア活動保険の加入手続き と保険料助成	17
			⑤ ボランティア団体への助成	17
			⑥ 市社協に登録したボランティア団体 の紹介	17
		2 ボランティアの育成・ 啓発	① ボランティア入門講座の地域開催	17
			② 鎌倉市ボランティア連絡協議会 会 員向け研修会開催	18
		3 鎌倉市ボランティア 連絡協議会との連携	① 鎌倉市ボランティア連絡協議会役 員会・委員会へ出席	18

	<2福祉教育・研修事業>	1福祉教育の推進	② ボランティアセンター運営委員会の開催	18
			① 福祉教育メニュー拡充	18
			② 夏休み子ども福祉体験の開催	18
			③ 地域住民へ向けた福祉教育プログラム実施	19
	<3災害ボランティアセンター準備事業>	1災害に備えた運営体制の準備	① 三者協議の開催	19
			② 災害ボランティアセンターの開催	19
			③ 災害ボランティアセンター関連事業の実施	19
4地域福祉推進事業	<1地域福祉推進事業>	1多機関連携による相談対応	① なんでも相談窓口の運営・拡充	20
		2物品の貸出し	① 車いすの貸出し	20
			② 催事用テントや綿菓子器等の貸出し	20
		3みらいふる鎌倉への支援	① みらいふる鎌倉事務局機能の着実な履行	21
	<2地域福祉活動計画事業>	1かまくらささえあい福祉プラン(第6次地域福祉活動計画)の推進	① 第6次地域福祉活動計画の進行管理	21
	<3部会・委員会活動>	1各種部会の開催	① 地区社協部会の開催	21
			② 団体部会の開催	22
			③ 施設部会の開催	22
	<4居住支援協議会に関する事業>	1多機関連携による相談対応	① 鎌倉市居住支援協議会への参加・協力	22
5重層的支援体制整備事業	<1重層的支援体制整備事業>	1重層的支援体制整備事業	① 相談支援機関等からの相談受付	23
			② 「参加支援事業」の取組み	23
			③ 「多機関協働事業」の取組み	23
			④ 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の取組み	23
			⑤ 支援関係機関等との連携強化	24
			⑥ 研修会の開催	24
6生活支援体制整備事業	<1生活支援体制整備事業>	1生活支援体制整備事業	① 地域の生活支援ニーズと社会資源の把握及び情報提供の取組み	24
			② 自治会町内会をはじめ、多様な主体に地域福祉に対する理解や協力へ働きかけ	25

			③ 地域活動を行う関係者とのネットワーク化の取組み	25
			④ 目指す地域の姿・方針・意識合わせの取組み	25
			⑤ 生活支援の担い手養成の支援、必要なサービス開発支援の取組み	25
			⑥ 地域のニーズと必要なサービスのマッチングへの取組み	26
			⑦ 必要な会議等参加及び開催と支援の取組み	26
7日常生活自立支援事業	<1日常生活自立支援事業>	1日常生活自立支援事業	① 丁寧な聴取りによる相談受付対応	26
			② 適正な支援提供のための局内カンファレンスの開催	27
			③ 生活支援員の専門性向上	27
			④ 支援関係機関等への制度の周知	27
8成年後見センター事業	<1成年後見センター事業>	1成年後見センター事業	① 円滑な制度利用に向けた制度の丁寧な説明	28
			② 弁護士や司法書士等による専門相談の定期実施	28
			③ 市民・事業所向け講演会等による権利擁護の普及啓発	28
			④ 市民後見人等の育成・活動支援	29
			⑤ 親族後見人等支援	29
			⑥ 鎌倉市成年後見制度利用促進協議会の運営	29
9法人後見事業	<1法人後見事業>	1法人後見事業	① 相談内容や対応状況の共有	30
			② 職員の専門性の向上	30
			③ 法人後見審査会の開催	30
			④ (新規)鎌倉市成年後見制度利用促進協議会	30
10生活困窮者自立支援事業	<1就労準備支援事業>	1就労準備支援事業	① 就労準備プログラムの作成	31
			② 就労準備支援プログラムへの協力企業や団体の拡充	31
			③ 利用者への柔軟で多様な支援の取組み	31
11 援護事業	<1緊急援護事業資金貸付事業>	1緊急援護金の貸付・支給	① 緊急援護金の貸付・支給	32
	<2生活福祉資金貸付事業>	1生活福祉資金の貸付・償還相談の実施	① 通常的生活福祉資金の貸付相談・償還相談	32

			② コロナ特例貸付等の償還相談	32
	<3年末たすけあい 援護事業>	1年末たすけあい援 護事業	① (新規)年末たすけあい募金の配分 先等の見直し検討	32
	<4災害見舞金等給 付事業>	1その他生活困窮者 やコロナ禍を見据えた 取組み	① 生活困窮者への食糧支援	33
		2火災等の小災害時 における緊急一時的 な避難者の受入れ	① 宿泊施設等への避難者の受入れ 調整	33
			② 災害見舞金の支給	33
12 助成事業	<1有償福祉活動グ ループ助成事業>	1有償福祉活動グル ープ助成事業	① 在宅福祉サービス活動団体への助 成	34
	<2福祉団体等助成 事業>	1福祉団体等助成事 業	① 福祉当事者団体への助成	34
	<3地区社協助成事 業>	1地区社協助成事業	① 地区社協への助成	34
13 地域包括支 援センター事業	<1地域包括支援セ ンター事業>	1地域包括支援センタ ー事業	① 総合相談・支援業務	35
			② 認知症予防への取組み	35
			③ 介護予防マネジメント	35
			④ 虐待・消費者被害等への対応	36
			⑤ 介護予防・介護者支援の取組み	36
14 老人福祉セン ター運営事業	<1老人福祉センター 運営事業>	1老人福祉センター運 営事業	① 建物、機械設備の保守点検及び小 破修繕の実施。	36
			② サークル活動への支援、サークル 作品展及び発表会の実施	37
			③ 生活福祉相談、健康相談、福祉法 律相談、なんでも相談窓口の実施	37
			④ マイクロバス、ワゴン車による送迎サ ービスの実施。	37
			⑤ 一般教養講座、専門講座、年間講 座、健康づくり講座、生活講座の実 施。フェスティバル等事業の実施。	37
			⑥ 施設利用者と地域の子どもから大 人・高齢者が交流できる事業の実 施	38
			⑦ 協定にもとづく小災害時の避難所 運営及び大規模災害時の福祉避 難所運営への協力	38

Ⅲ 重点とする主な事項

1 事業周知と組織基盤の強化 **★活動計画Ⅳ-(3)-①**

- ① (新規)フェイスブック、Instagram、ホームページ、かまくら社協だより、かまりン等の広報媒体による広報活動の積極的な活用と効果的な広報戦略の検討

【取組みの概要】

本会としての広報戦略について、SNS運用担当者会議、社協だより編集会議などの場で協議し、本会としての広報指針を作成します。また、作成指針に基づき、各広報媒体がそれぞれの役割、広報対象に対して広報活動が行えるよう調整していきます。

- ② (新規)持続可能な経理事務の将来性を見据えた取組みの検討と令和8年度への予算化を目指します

【取組みの概要】

令和6年度に実施した県内社協へのアンケート調査、システム会社への聞き取りなどを踏まえ、本会としての経理事務における安定的な事業運用のため、課内協議、県内先進社協への視察、業務支援に向けた人材活用のための関係企業との調整などを進め、令和8年度予算への組み込みを目指します。

2 赤い羽根共同募金(年末たすけあい募金を含む)の周知と強化

- ① (新規)赤い羽根共同募金(年末たすけあい募金を含む)への取組みを強化していきます

【取組みの概要】

赤い羽根共同募金(年末たすけあい募金を含む)の募金額が、近年低下傾向にあり、地域への影響も無視できない状況にあります。令和7年度は、特に戸別募金を強化するための具体的な取組みを協議し実施します。

- ② (新規)年末たすけあい募金の配分について配分先等の見直し検討を行います

【取組みの概要】

年末たすけあい募金の配分先については、年末たすけあい募金申請要領により規定されていますが、10年以上の間配分先が固定しており、世相の変化に鑑み年末たすけあい募金をより効果的に活用していくため、配分先等の検討を年末たすけあい募金等配分委員会で協議します。

3 ボランティアセンター運営事業の充実

ボランティア入門講座の地域開催 **★活動計画Ⅰ-(1)-②** **★活動計画Ⅲ-(1)-②**

【取組みの概要】

より多くの市民に対してボランティア活動への参加を呼び掛けます。令和6年度は初の試みとしてボランティア入門講座を大町地区で開催しました。令和7年度は大町地区に加え、他地区(大船地区もしくは玉縄地区)で同講座を開催し、ボランティア活動や地域福祉活動へ参加するきっかけづくりに取り組みます。

4 重層的支援体制の整備

Libero かまくらは多機関が協働する上で、つなぎや調整機能を担い多機関連携ネットワークの充実を図る。

【取組みの概要】

複雑化・複合化した課題を抱える世帯支援を行うには、分野を越えた複数の支援機関の関わりが必要です。

各分野の支援機関が関わっているため、課題感のすり合わせや支援の方向性（見立て）を示していくことに難しさがあります。そのため、的確なアセスメントを行い、課題を焦点化し支援機関の核を定めいくために支援プランを作成（同意が得られていないケースも含む）し方向性を示していきます。

5 老人福祉センター

指定管理期間(5年間)での実施または未実施の検証を行い、できる事業を確実に実行。さらに次期応募にむけた準備に取り組む。

【取組みの概要】

令和 7 年度は、施設の管理運営や講座等を老人福祉センター業務仕様書や指定管理事業計画書及び自主事業計画書に沿って確実な実施に取り組めます。また過去 4 年間の事業検証と精査に取り組めます。さらに、次期指定管理公募に向けて調査・研究を行い、その結果をもとに応募します。

多世代交流事業のさらなる充実に取り組む。

【取組みの概要】

多世代交流事業を開始して4年が経過しました。この間、事業内容の幅も広がり、ノウハウの蓄積もできてきました。令和7年度はさらに内容の幅を広げるとともに、各施設で評判の良かった内容を他施設でも取り組めます。

大規模災害に備えた施設づくりに取り組む。

【取組みの概要】

大規模災害に備えて、市に協力して福祉避難所運営協力の準備や設置運営訓練に取り組めます。また防災・減災をテーマとした講座を実施することにより、防災意識の向上や住民の支え合いや助け合いの意識の醸成に取り組めます。

各施設を拠点としてさらなる地域福祉の推進に取り組む。

【取組みの概要】

各施設の事業実施において、社協ならではのネットワークを活かした地域福祉の推進に取り組めます。特に、フェスティバル等事業の実施にあたっては、地域福祉推進の観点をもって取り組めます。

また、大規模災害に備えて、市に協力して福祉避難所運営協力の準備や設置運営訓練に取り組めます。

IV 事業区分別の取組み

1 法人運営事業

<1 法人運営事業>

1 法人運営のための会議の開催 【総務企画係】

①理事会・評議員会の開催及び改選の円滑な実施

●数値(到達)目標

理事会は、年5回、評議員会は、年3回開催を基本とし、必要に応じて臨時で開催します。また、年1回以上理事懇談会を開催します。また、理事会、理事懇談会での議論が活発化するように議事進行に工夫を加えます。

●取組みの概要

令和7年度は、理事・評議員の一斉改選となるため、推薦、委嘱手続きを滞りなく進めていきます。また、新理事・評議員（再任を含む）のもと、議論を活発化していくため議事進行方法に工夫を加えます。

2効率的な組織運営 【総務企画係】

①職員研修の開催

●数値(到達)目標

本会職員の資質向上を目指した職員研修を年3回以上開催します。また、職員の人材育成をめざした人材育成指針を策定します。

●取組みの概要

新任職員研修、職員資質向上研修などの研修について、年間実施計画を策定し年3回以上実施します。また、本会業務に従事する全ての職員に対する人材育成を計画的に進めるため、人材育成指針を策定します。

②(新規) 経理事務の効率的な事務運営を図る ◆重点事項1-②

●数値(到達)目標

経理事務の効率的な事務運営を図るため、令和8年度予算化に向けた準備を進めます。

●取組みの概要

令和6年度の取組みを踏まえ、アンケート結果に基づく先進社協への視察、関連企業への聞き取りを行います。また、令和8年度予算化に向けて業者からの見積りを徴取し準備を進めます。

3会員の増強 【総務企画係】

①一般会員及び賛助会員の募集・紹介

★活動計画Ⅰ-(2)-③

●数値(到達)目標

年5名（団体を含む）の一般会員または賛助会員の新規加入。

●取組みの概要

賛助会員について、ホームページ、社協だよりにおいてのみ募集していましたが、フェイスブック、インスタグラムなどのSNSでも募集します。また、老人福祉センター窓口に賛助会員申込書を配置します。

4共同募金・寄付金募集の取組み 【総務企画係】

①（新規）赤い羽根共同募金（年末たすけあい募金を含む）への取組み強化

◆重点事項2-①

●数値(到達)目標

戸別募金について、課内協議を踏まえ地域に出向き募金への協力を依頼します。

●取組みの概要

課内協議を複数回開催し戸別募金への協力依頼内容の検討、訪問先など方針を確定し、随時実施に移します。

<2 基金運営事業>

1 基金の適正な管理運用 【総務企画係】

①福祉活動振興基金管理委員会の開催

●数値(到達)目標

福祉活動振興基金の運用について、証券各社と連携し市況の把握に努めます。また、有益な商品情報が寄せられた場合には、福祉活動振興基金管理委員会正副委員長と協議し、購入の可否を検討します。

●取組みの概要

証券各社と連携し市況把握に努めるとともに、福祉活動振興基金管理委員会にも適宜情報提供を行っていきます。また、証券各社からの有益な商品情報が寄せられた際には、購入の可否について福祉活動振興基金管理委員会正副委員長と協議します。

②福祉活動振興基金の周知

★活動計画Ⅳ-(3)-①

●数値(到達)目標

本会ホームページ、Facebook、インスタグラム、かまくら社協だよりを駆使し福祉活動振興基金の周知を図ります。

●取組みの概要

ホームページ、Facebook、Instagram、かまくら社協だよりなどの広報媒体を通して、基金の概要、運用益の使途、基金への寄付者公表などにより基金の周知を図ります。

2 企画広報事業

<1 広報啓発事業>

1 広報活動の充実と福祉情報の収集、発信 【総務企画係】

①(新規)かまくら社協だよりの紙面刷新検討

★活動計画Ⅳ-(3)-①

◆重点事項1-①

●数値(到達)目標

平成8年度紙面刷新を目指し、編集会議において検討を進めます。

●取組みの概要

編集会議を開催し、発行月、紙面サイズ、ページ数、紙面内容などについて検討し、年内中に検討結果をまとめます。また、必要な予算の確保に努めます。

②なるほど社協 第5版の作成

★活動計画Ⅳ-(3)-①

●数値(到達)目標

改定第5版を作成します。

●取組みの概要

令和7年4月から変更となる業務内容等を反映させた「なるほど社協」の改定を行い、利用者にお届けします。

③(新規) 広報媒体を活用した広報指針の作成と媒体の積極的な活用

★活動計画Ⅳ-(3)-①

◆重点事項1-①

●数値(到達)目標

本会としての広報戦略について、SNS運用担当学会議、社協だより編集会議などの場で協議し、本会としての広報指針を作成します。また、広報媒体について、前年度を上回る活用を図ります。

●取組みの概要

広報指針案を作成し、SNS運用担当学会議、社協だより編集会議などの場で協議し、本会としての広報指針をまとめます。

④イメージキャラクターの適正な運用

★活動計画Ⅳ-(3)-①

◆重点事項1-①

●数値(到達)目標

例年、本会マスコットキャラクターの登場を行っている地域のイベントにかまリンの着ぐるみを活用し広報を行ないます。本会が発行する広報媒体に積極的にかまリンのイラストを使用します。また、マスコットキャラクターかまリン(着ぐるみ)の適正な運用に向け検討を行ないます。

●取組みの概要

本会のマスコットキャラクター「かまりん」の着ぐるみを用い、地域のイベント等に参加し、本会および福祉に関する情報を発信します。また、マスコットキャラクターかまりん（着ぐるみ）の運用については、かまりん活用企画会議を活用しボランティアへの依頼等含め検討し適正かつ効果的な運用に向け検討を行います。

<2 福祉功労者表彰事業>

1 広報啓発イベント・行事開催 【総務企画係】

①地域福祉推進感謝の集いの開催

●数値(到達)目標

記念写真、記念品の贈呈など表彰者に対する感謝の意が伝わるよう、更なる工夫を凝らします。

●取組みの概要

記念品については、令和6年度から鎌倉ふれあいショップ運営委員会に依頼し詰め合わせギフトを用意しましたが、令和7年度も引き続き調整していきます。記念写真の贈呈も実施しますが、更なる工夫を課内で協議し式典に反映していきます。

<3 福祉まつり事業>

1 広報啓発イベント・行事開催 【地域福祉係】

①鎌倉福祉まつりの開催 **★活動計画Ⅰ-(1)-①**

●数値(到達)目標

11月23日（日）に開催します。

市民ボランティアを募集し、気軽にできる地域福祉活動の機会を提供します。（10名程度）
協賛金品を募集し、広く市民や企業と連帯感をもって福祉まつりを開催します。

●取組みの概要

福祉関係者や市民が集い、福祉意識の醸成を図るとともに、福祉をPRする場として、模擬店・バザー・福祉体験などを行います。また、市民が気軽にできるボランティア活動の機会、誰もが福祉に参画できる機会として、市民寄付物品バザーの受付（4支所）や会場設営（前日のテント張り）に市民ボランティアを募集することや、商店や企業にむけた協賛金品の協力を呼びかけて実施します。

3 ボランティアセンター活動事業

<1 ボランティアセンター運営事業>

1 ボランティアの活動支援 【地域福祉係】

①ボランティア活動に関する相談受付及び分析

★活動計画Ⅰ-(1)-①

●数値(到達)目標

随時ボランティア活動に関する相談を受け、年度末に分析します。分析した結果は、社内で共有します。

●取組みの概要

本会 SNS、社協だより、ボランティア入門講座などを通してボランティア活動に関する相談窓口が本会にあることを周知します。

②ボランティアニーズの調査及びボランティアニーズの情報発信

★活動計画Ⅰ-(1)-①

・★活動計画Ⅲ-(3)-③

・★活動計画Ⅳ-(3)-①

●数値(到達)目標

5～6月に実施します。

●取組みの概要

ボランティアニーズのある福祉施設等の情報を発信し、ボランティア活動者に情報を届けます。情報発信の方法として、5月中に施設部会等を対象としたボランティアニーズ調査を実施し、把握したボランティアニーズを6月中にホームページ等で情報発信します。また、ホームページ以外にもInstagramやフェイスブック等で情報発信します。ボランティアニーズ調査の結果は施設部会等の場で共有し、新たな取組みに向けた話し合いをします。

③個人登録「はじめての一步」及びボランティア団体登録

★活動計画Ⅳ-(3)-①

・★活動計画Ⅰ-(1)-②

●数値(到達)目標

年度末に登録の継続について意向確認を行います。年度始以降は随時受け付けます。

●取組みの概要

ボランティアの個人登録者をボランティア活動に結び付けます。5月中に施設部会等を対象にボランティアニーズ調査を実施し、把握したボランティアニーズを6月中にホームページ等で情報発信するとともに、個人登録者へも個別で情報提供します。ホームページ以外にもInstagramやフェイスブック等での情報発信に取り組みます。

④ボランティア活動保険の加入手続きと保険料助成

●数値(到達)目標

年度末に本会登録団体及び地区ボラセンの登録者に対し、ボランティア活動保険の加入手続き及び保険料を助成します。年度始以降は随時受け付けます。

●取組みの概要

ボランティア活動を安心、安全に行ってもらうため、引続き助成します。

⑤ボランティア団体への助成

★活動計画Ⅰ-(1)-②

●数値(到達)目標

6月に申請があったボランティア団体へ助成します。

●取組みの概要

ボランティア活動がより活発になるよう、引続き助成します。

⑥市社協に登録したボランティア団体の紹介

★活動計画、Ⅰ-(1)-②、Ⅳ-(2)-②、Ⅳ-(3)-①

●数値(到達)目標

5月中に実施します。

●取組みの概要

各ボランティア団体の活動内容が分かりやすく、参加したくなるような紹介をします。

紹介方法は、5月中にボランティア団体の基本情報をホームページ等で発信したり、ボランティア入門講座内でボランティア団体の活動紹介の場を設けたりします。ボランティア団体の紹介パネルは、鎌倉駅地下道ギャラリー以外の場でも展示可能か検討します。

2 ボランティアの育成・啓発 【地域福祉係】

①ボランティア入門講座の地域開催

★活動計画Ⅰ-(1)-②

●数値(到達)目標

6～7月中に、大町地区で開催します。

9～10月中に、他地区で開催します。

●取組みの概要

より多くの市民に対してボランティア活動への参加を呼び掛けます。そのため、大町地区に加え、他地区（大船地区もしくは玉縄地区）で入門講座を開催し、ボランティアや地域福祉活動へ参加するきっかけづくりに取り組みます。

②鎌倉市ボランティア連絡協議会 会員向け研修会開催

●数値(到達)目標

年2～3回開催します。

●取組みの概要

研修会の内容について年度始めに希望を聞き取り、開催します。

3 鎌倉市ボランティア連絡協議会との連携 【地域福祉係】

①鎌倉市ボランティア連絡協議会 役員会・委員会への出席

●数値(到達)目標

毎月1回（第2木曜日）の役員会及び偶数月1回（第3木曜日）の委員会に出席します。

●取組みの概要

役員会及び委員会に出席し、ボラ協関係者と顔の見える関係性づくりに努め、連携を図ります。

②ボランティアセンター運営委員会の開催

●数値(到達)目標

7月、12月に開催します。

●取組みの概要

第1回を7月、第2回を12月に開催し、本会ボランティアセンターの運営について、出席委員より多角的な視点の意見や助言をいただき、よりよい運営に努めます。

<2 福祉教育・研修事業>

1 福祉教育の推進 【地域福祉係】

①福祉教育メニュー拡充 **★活動計画Ⅰ-(2)-①**

●数値(到達)目標

地域や企業等対象に則した福祉教育プログラムを検討し、新しいプログラム冊子を作成します。

●取組みの概要

地域、企業の福祉教育ニーズを聞き取り、ニーズに基づく新しいプログラムを検討します。

② 夏休み子ども福祉体験の開催 **★活動計画Ⅰ-(2)-①②**

●数値(到達)目標

7月に市内在住・在学の小学校高学年を対象とする夏休み子ども福祉体験を2日間開催します。

●取組みの概要

福祉教育の推進の一環として、7月に市内在住・在学の小学校高学年を対象とする夏休み子ども福祉体験を2日間開催します。お楽しみ企画として、ミニ縁日の運営を鎌倉女学院高等学校（社会福祉委員会）及び栄光学園（生徒会）に依頼し、気軽にできるボランティア活動を推進します。また、より多くの子どもが参加できるよう、地域開催も検討します。

③地域住民へ向けた福祉教育プログラム実施

★活動計画Ⅰ-(2)-①

●数値(到達)目標

学校関係以外での福祉教育プログラムを年間3件以上実施します。

●取組みの概要

現在使用している福祉教育プログラムを学校以外（地域、企業等）でも周知しつつ、どのような福祉教育プログラムの希望があるか聞き取り、聞き取った結果をもとにプログラムを組立て、商工会議所等に実施を呼びかけます。

<3 災害ボランティアセンター準備事業>

1 災害に備えた運営体制の準備 【地域福祉係】

①三者協議の開催

★活動計画Ⅲ-(2)-①

●数値(到達)目標

年2回以上開催し、災害時に備えた三者の方向性の認識をあわせます。

●取組みの概要

年度始めに、平成19年に締結した災害時におけるボランティアセンター開設と運営に関する協定書の内容について改めて共有し、令和7年度の鎌倉市災害ボランティアセンター事業の方向性について協議します。

②災害ボランティアセンターの開催

★活動計画Ⅲ-(2)-②

●数値(到達)目標

年3回以上開催し、平時に取組めることについて協議します。

●取組みの概要

災害時に災害ボランティアセンターの運営をサポートしてくれる個人・団体との関係性の構築や広く市民一般に向けた防災と福祉について啓発するための講演会の開催について協議を行います。

③災害ボランティアセンター関連事業の実施

★活動計画Ⅲ-(2)-③

●数値(到達)目標

「防災と福祉の講演会」（大規模災害をテーマとした講演会）を開催します。【年1回以上】

●取組みの概要

三者協議や災害ボランティアセンター連絡会議と共に協議・検討を行い、防災・減災意識の向上と災害ボランティアセンターの周知を目的とした講演会や研修会、周知活動を行います。

4 地域福祉推進事業

<1 地域福祉推進事業>

1 多機関連携による相談対応 【地域福祉係】

①なんでも相談窓口の運営・拡充 **★活動計画Ⅳ-(1)-①**

●数値(到達)目標

老人福祉センターを会場とした「なんでも相談」を本格実施し、定着を目指します。(月1回実施)
来館者以外(年齢問わず近隣住民等)への周知方法を検討します。

●取組みの概要

月に1回市内5カ所のいずれかの老人福祉センターで「なんでも相談」を実施し、どこに相談すればよいか分からないような相談や、ちょっと聞いてみようかなと思ってもらえるような体制を整えます。

2 物品の貸出し 【地域福祉係】

①車いすの貸出し

●数値(到達)目標

年1回は市社協 SNS 等で広報活動を行います。

●取組みの概要

市内在住で車椅子が必要な方に一時な貸出しを行います。観光目的や市内在住者以外の貸出しも在庫状況に応じて柔軟に対応します。原則的に1ヵ月以内に返却を促し、メンテナンスも行います。長期利用者には支所等で行う貸出しについても情報提供を行い、年末や年度初めでも安定的に貸出せるように努めます。車いすの無償貸与について SNS を活用し周知し、年に1回以上の広報活動を実施します。

②催事用テントや綿菓子器等の貸出し

●数値(到達)目標

年1回は市社協 SNS 等で広報活動を行っていきます。

●取組みの概要

貸出希望が増加する時期以前に定期メンテナンスを最低年に3~4回実施し、貸出し後の利用トラブルを未然に防ぐ体制を整えます。定期メンテナンスは、おもちゃ Dr s. かまぐらの協力を仰ぎます。ま

た、利用者の居住エリアによっては地区社協の貸出器材があることを案内し、本会器材の在庫確保に努めます。夏休み子ども福祉体験開催時など、本会で器材利用をした際の様子を SNS に掲載するなど、貸出の広報活動を行います。

3 みらいふる鎌倉への支援 【総務企画係】

①みらいふる鎌倉事務局機能の着実な履行

●数値(到達)目標

みらいふる鎌倉の事務局機能を支援するため、みらいふる鎌倉と連携し各種業務を着実に進めていきます。

●取組みの概要

みらいふる鎌倉の毎月の事務局業務について、スケジュール表を本会とみらいふる鎌倉で共有し、事務にあたります。事務内容については、みらいふる鎌倉の事務局長及び総務部長からの指示をもとに的確に進めていきます。

<2 地域福祉活動計画事業>

1 かまくらささえあい福祉プラン(第6次地域福祉活動計画)の推進 【地域福祉係】

①第6次地域福祉活動計画の進行管理

●数値(到達)目標

かまくらささえあい福祉プラン推進等委員会を年2回(9月・2月)に開催します。

5行政区等で地域福祉懇談会を開催します。

●取組みの概要

プランの進捗状況管理のため推進等委員会を開催し、各委員からの意見を元に随時プランの取組み方法を見直していきます。

地域福祉懇談会を開催し、地域福祉活動の現状や課題について各地域から意見をいただき、プランに反映していきます。

<3 部会・委員会活動>

1 各種部会の開催 【地域福祉係】

①地区社協部会の開催 **★活動計画Ⅲ-(3)-②**

●数値(到達)目標

年4回地区社協部会(もしくは会長会議)を開催します。

地区社協部会主催で地域福祉講演会を開催します。

●取組みの概要

支え合いや助け合いの地域づくりに関する地域福祉講演会を開催し、地縁組織の活動の強化及び市民が地域福祉活動に参加するきっかけづくりとします。

②団体部会の開催

★活動計画Ⅲ-(3)-①

★活動計画Ⅳ-(2)-②

●数値(到達)目標

年3回開催します。

●取組みの概要

令和6年度に引続き参画団体の活動紹介を行い、現状や課題共有の場づくりを行います。参画団体の出席支援として、要約筆記、手話通訳者等の派遣を随時行います。

当事者団体の活動紹介をなんらかの媒体を通じ作成するにあたり、各当事者団体の活動の場に社協職員が赴いてヒアリングを行い、当事者団体に関する情報収集を行います。

③施設部会の開催

★活動計画Ⅰ-(3)-①

★活動計画Ⅳ-(2)-②

●数値(到達)目標

高齢者種別部会と連携し、年に1回介護に関する入門的研修（基礎講座）を開催します。

3種別長による会議を開催し、各種別長を通じて各分野の施設宛に情報発信や協力要請を行います。

●取組みの概要

高齢者種別部会と連携し、神奈川県社協からの委託を受け「介護に関する入門的研修（基礎講座）」を開催します。なお、講師を依頼する施設は前年踏襲にならないよう他施設に協力要請します。

また、3種別長による会議を開催し、ボランティアニーズ調査の回答に協力を求めます。

<4 居住支援協議会に関する事項>

1 多機関連携による居住等の支援 【あんしん生活係】

①鎌倉市居住支援協議会への参加・協力

★活動計画Ⅳ-(1)-②

●数値(到達)目標

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対する住宅確保のほか、その背景にある多岐にわたる困りごとについて関係機関と連携して支援を行います。

●取組みの概要

令和7年度からは、これまで鎌倉市居住支援協議会から受託していた住宅確保要配慮者相談窓口業務はなくなる予定ですが、引き続き鎌倉市居住支援協議会が開催する事例検討会、不動産店交流会、各種研修会等に積極的に参加し、なんでも相談の中での相談支援業務に活かしていきます。

5 重層的支援体制整備事業

<1重層的支援体制整備事業>

1 重層的支援体制整備事業 【地域福祉係】

①相談支援機関等からの相談受付 **★活動計画Ⅳ-(1)-②**

●数値(到達)目標

月1～2件程度、相談支援機関等から相談を受けることを目指します。

●取組みの概要

相談元に偏りがあり、特に児童分野（教育・こども家庭相談課）からの相談が少ないことから、教育センター（学校）やこども家庭相談課で抱えているケースが多いと考えられます。そのため、具体事例を交えた個別ヒアリング等を通じ、相談支援機関等で抱えているケースの掘り起こしを行います。

②「参加支援事業」の取組み

●数値(到達)目標 **★活動計画Ⅳ-(2)-①**

当事者やその世帯の支援ニーズを踏まえ、社会資源とのマッチングを行います。

●取組みの概要

当事者が動き出すタイミングを見逃さず、迅速に参加支援につなげるには細やかな社会資源などを把握する必要があります。そのためには、生活支援コーディネーターをはじめ地域づくり事業所と連携・協働し既存の社会資源の把握及び機能拡充を図ります。

③「多機関協働事業」の取組み

●数値(到達)目標

積極的に支援会議等に参加し全体の調整機能の役割を担います。

●取組みの概要

分野を越えた多機関が協働するため、課題感のすり合わせや支援の方向性（見立て）を示していくことが重要と考えます。そのため、的確なアセスメントを行い、課題を焦点化し支援機関の核を定めた上で、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性といった、事例全体の調整機能の役割を担います。

④「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の取組み

●数値(到達)目標

事業を確立していきます。

●取組みの概要

令和6年度からの受託事業のため、どこまで行うか明確に定まっていません。そのため、相談ケースを通し鎌倉市として本事業をどの様に確立していくか、鎌倉市及び相談支援機関等と協議し決めて行きます。また、拒否が強いケースに対するアプローチ方法が課題のため、多様なアプローチ方法を検討していきます。

⑤支援関係機関等との連携強化

●数値(到達)目標

相談支援機関（16カ所）を中心に年2-1回個別ヒアリングを実施します。

●取組みの概要

具体事例を交え、Libero かまくら（多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業）の役割について理解を深めてもらい、相談支援機関が抱え込んでいるケースの掘り起こしを行い、課題の解決に向けた連携体制の充実に努めます。

⑥研修会の開催

★活動計画Ⅳ-(1)-②

●数値(到達)目標

研修会を3回開催します。

●取組みの概要

昨年度の研修会のアンケート結果及び個別ヒアリングで聞き取った内容も含め企画立案していきます。

6 生活支援体制整備事業

<1生活支援体制整備事業>

1 生活支援体制整備事業 【生活支援係】

①地域の生活支援ニーズと社会資源の把握及び情報提供の取組み

★活動計画Ⅱ(2)-②

★活動計画Ⅳ(1)-①、(2)-①、(3)-②

●数値(到達)目標

社協だよりを活用した情報提供（年3～4回）

Facebook、Instagramへ記事報告、情報発信 年間50件

●取組みの概要

ア 地域に出向き日常生活上の課題の把握に努めます。

イ 地域資源の把握・整理に努め、地域住民との相互理解を深める活動に取り組みます。

ウ 地域福祉活動の情報収集を行い、社協だよりやSNS等による情報提供に取り組みます。

②自治会町内会をはじめ、多様な主体に地域福祉に対する理解や協力へ働きかけ

活動計画Ⅰ－(1)－①

●数値(到達)目標

年間を通じて積極的に地域に出向き、多様な主体に地域福祉活動への参加を働きかけます。

●取組みの概要

自治会町内会や民生委員児童委員をはじめ、子ども会や地域サロン、地域の社会福祉施設や福祉・介護関係事業所など、幅広い主体に地域福祉活動への参加を働きかけます。

③地域活動を行う関係者とのネットワーク化の取組み ★Ⅲ(1)－①

●数値(到達)目標

ア 行政、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、第2層協議体、地域福祉関連の団体や社会福祉分野以外の団体との連携を深め、ネットワークづくりに取り組みます。

イ 地域包括支援センターとの連携を深めます。

●取組みの概要

ア 第2層協議体及び協議体同様の役割をもつ会議体の運営を、地域住民や各種団体と協働して推進します。

イ 各地域で開催されるイベントに参加・支援を行い、地域住民や各種団体とのかかわりを深めます。

ウ 地域包括支援センターと連携し、生活支援ニーズの把握・共有に取り組みます。

④目指す地域の姿・方針・意識合わせの取組み ★活動計画Ⅲ(1)－③

●数値(到達)目標

地域で行う支え合い活動などに参加し、地域が目指す支え合いの仕組みづくりの支援に取り組みます。

●取組みの概要

ア 地域で開催される会議に積極的に参加します。

イ 支え合いの仕組みづくりを目指し、地域課題の共有に努めます。

ウ 地区社協や自治町内会、民生委員児童委員との話し合いに努めます。

エ 生活支援コーディネーター活動の周知に努めます。

⑤生活支援の担い手養成の支援、必要なサービス開発支援の取組み ★活動計画Ⅱ(1)－①②

●数値(到達)目標

日常生活圏で住民主体のサービスが円滑に行われるよう支援に努めるとともに、地域で活動する新たな担い手づくりの支援に取り組みます。また、新たな活動として“お出かけ型サロン”を年間5カ所に呼びかけます。

●取組みの概要

- ア 近所の団らん助成事業、鎌倉市の介護予防・日常生活支援総合事業などの助成制度の周知及び相談・支援に取り組みます。
- イ 新たなサービス開発支援のために民間助成金制度の情報収集・情報提供に取り組みます。
- ウ 地域で行う担い手づくりの養成講座や学習会の講師調整の支援に取り組みます。
- エ お出かけ型サロンの実施の呼びかけに取り組みます。
- オ 老人福祉センターが行う多世代交流事業の協力を努めます。

⑥地域のニーズと必要なサービスとのマッチングへの取組み ★Ⅱ (2) -①

●数値(到達)目標

地域住民の福祉ニーズに対して、必要なサービスの紹介や情報の提供に努めます。

●取組みの概要

- ア ニーズに対応するための“あったら良いな”というサービスの紹介を行います。
- イ 地域で開催される講座等の講師を斡旋・紹介します。
- ウ ＳＣ間の情報交換を密にします。

⑦必要な会議等参加及び開催と支援の取組み ★Ⅲ (3) -②

●数値(到達)目標

支え合いのしくみづくりにむけて、各種会議への参加及び開催とＳＣの資質向上に取り組みます。

●取組みの概要

- ア 鎌倉市高齢者いきいき課との定例会議への出席
- イ ＳＣ相互の情報共有
- ウ 地域で行うイベントや研修会への支援及び参加
- エ ＳＣに関係する研修会や学習会への参加
- オ 地域包括支援センターへの支援と情報共有
- カ その他、必要な会議等への参加

7 日常生活自立支援事業

<1日常生活自立支援事業>

1 生活支援体制整備事業【あんしん生活係】

①丁寧な聴き取りによる相談受付対応

●数値(到達)目標

軽い認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が、地域で安心して自立した日常生活が送れるように、市社協が利用者との契約に基づき金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類

の保管のほか、福祉サービス等の利用の支援を行います。

●取組みの概要

新規相談については、電話・窓口のみの対応だけでなく、必要に応じてアウトリーチ等により対応するとともに、相談内容によっては関係機関に繋がります。また、サービス利用開始後は年2回のモニタリング等を行うとともに、本人の希望や生活支援員の協力を得ながら支援計画の見直しを行っていきます。

②適正な支援提供のための局内カンファレンスの開催

●数値(到達)目標

月1回の定例や臨時のカンファレンスを開催し、支援計画(案)の確認・審査・決定を行います。

●取組みの概要

新規相談者や利用者の希望や生活・経済状況等を調査・勘案し、専門員が支援計画(案)を作成しますが、その計画(案)について、月1回の定例や臨時のカンファレンスにおいて、内容の確認・審査・決定を行います。支援計画の変更についても同様の手続きを行います。

③生活支援員の専門性の向上

●数値(到達)目標

事業を支える生活支援員の専門性向上のため、県社協主催の研修会に参加するとともに、生活支援員連絡会や勉強会を各年2回開催し、事例検討や情報共有を行います。

●取組みの概要

事業を継続的かつ円滑に実施していくためには、生活支援員の理解と協力が不可欠であり、生活支援員の事業に対する理解が深まるよう県社協主催の研修会、市社協主催の連絡会や勉強会へ参加してもらい必要な情報の提供・共有や個別事例に対する意見交換等から支援員専門性向上に繋げていきます。

④支援関係機関等への制度の周知

●数値(到達)目標

新規利用に向けて、聴取りを行う中で、相談者の意向と支援機関の考えが異なる場合が散見されることから、高齢、障害、生活困窮などの支援機関のほか、金融機関、行政に対し制度の広報及び周知を図っていきます。

●取組みの概要

関係事業所や金融機関にパンフレット等を配布するとともに、支援機関が集まる会議・研修等の場に伺い、説明を実施していきます。

8 成年後見センター事業

<1成年後見センター事業>

1 成年後見センター事業 【あんしん生活係】

①円滑な制度利用に向けた制度の丁寧な説明

★活動計画Ⅳ-(1)-③

●数値(到達)目標

電話や窓口等による市民や関係専門機関からの相談に対して担当職員が随時対応するとともに、専門的な内容については、士業による専門相談に繋がります。

●取組みの概要

制度についての説明や制度の利用に関する各種事務手続きについて助言を行うとともに、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談にも対応していきます。また、相談の過程での後見制度利用に関連する初歩的な知識（遺言、相続等）も提供できるよう知識の習得に努めます。

②弁護士や司法書士等による専門相談の定期実施

●数値(到達)目標

後見制度の利用の検討にあたっては、複雑な事情や法的な問題があるなど、専門家(弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士)の助言が必要なケースに対応できるよう専門相談日を毎月1回（年12回：原則として第4水曜日の午前中）設けます。

●取組みの概要

不動産の処分や財産侵害等、法律に絡む複雑なケースについて対応できるよう、市民からの直接の申込みを受付けるとともに、職員が随時相談を行っている過程で様々な問題が顕在化した場合は、専門相談に繋がっていきます。

③市民・事業所向け講演会等による権利擁護の普及啓発

●数値(到達)目標

市民向け講演会を年2回、事業者向け研修会を年2回開催します。

●取組みの概要

制度の利用に関する広報・啓発及び権利擁護の普及啓発を行うため、講演会及び研修会を開催します。市民向け講演会については、後見制度や仕組みの理解が浸透するよう、内容をさらに工夫していきます。また、事業者向け研修会については、事業者の意見を聞き取りながら学びの多い研修となるようにしていきます。

④市民後見人等の育成・活動支援

●数値(到達)目標

現在、活動中の市民後見人2名に加え、令和6年度に所定の研修を終えた市民が後見人として活動できるよう支援していきます。

●取組みの概要

令和6年度に実施した市民後見人養成研修（実践研修）により修了認定者が4名選考されたため、この4名が市民後見人として活動できるよう支援をしていきます。また、現在、活動中の市民後見人に対しては、後見関係の情報や資料の提供を行うとともに、各種の事務手続きについての助言や研修の案内等をしていきます。

⑤親族後見人等支援

●数値(到達)目標

講習会(年1～2回)及び専門職による定期的な相談会(月1回)を開催し、安心して活動できる環境を整えていきます。

●取組みの概要

成年後見人等に就任及び就任を予定している親族を対象に、求められる役割の理解、事務処理上の必要な知識の習得等を目的とした講習会や相談会を開催するとともに、随時職員が相談に対応します。また、専門職による定期的な相談の日程については、引き続き社協だよりやホームページにおいて広報・周知をしていきます。

⑥鎌倉市成年後見制度利用促進協議会の運営

●数値(到達)目標

市と協働で年3回の協議会を開催します。

●取組みの概要

成年後見制度の利用促進について、関係機関及び関係団体等とその課題の共有や必要な情報の交換等を行います。また、受任調整会議（適切な後見人等候補者が選出されるよう調整する会議）が協議会の中でも開催できるよう、市と協議していきます。

9 法人後見事業

<1法人後見事業>

1 法人後見事業 【あんしん生活係】

①相談内容や対応状況の共有

●数値(到達)目標

法人後見及び後見実務についての周知を図ります。

●取組みの概要

市民及び関係機関からの相談に随時対応します。また、成年後見センターでの相談において、市民等から長期的な支援が必要な方の成年後見人等の候補者について相談があった場合は、他受任団体の紹介とともに本事業を紹介してもらいます。

②職員の専門性の向上

●数値(到達)目標

県社協等が主催する成年後見制度に関する研修や県社協が主催する成年後見実施社協連絡会（年2回予定）に参加します。また、後見実務に精通した士業の専門職と連携することにより、職員の実務知識や専門性の向上を図ります。

●取組みの概要

県社協等が主催する成年後見制度に関する研修等に参加し、成年後見制度の動向、実務の変更点等を確認し、円滑な事業の実施に努めます。具体的な法的課題については、協力依頼をする弁護士・司法書士等へ相談し、正確な実務が行えるよう努めます。

③法人後見審査会の開催

●数値(到達)目標

定期開催・臨時開催を含め、年4回開催します。

●取組みの概要

候補者として依頼があったケースについて、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、福祉職、行政職からなる審査会に、本会が受任することについて適否を諮ります。また、受任した事件の終了や権限に変更があった場合は審査会に報告します。

④（新規）鎌倉市成年後見制度利用促進協議会

●数値(到達)目標

委嘱を受け、鎌倉市成年後見制度利用促進協議会委員として年3回出席します。

●取組みの概要

鎌倉市における成年後見制度の利用促進及び周知・啓発を図るため、成年後見制度の関係機関との

連携及び情報共有を推進し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを形成するために必要な事項について協議します。

10 生活困窮者自立支援事業

<1就労準備支援事業>

1 就労準備支援事業 【あんしん生活係】

①就労準備プログラムの作成 **★活動計画Ⅱ-(3)-②**

●数値(到達)目標

様々な理由から就労に向けた準備が整っていない者に対し、鎌倉市及び自立相談支援機関と連携・協議をしながら随時、受入れをしていきます。

●取組みの概要

関係機関からの情報提供だけでなく、必要な人に一人でも多くの必要な情報が届くように、令和7年度も周知の方法を検討していきます。

②就労準備支援プログラムへの協力企業や団体の拡充 **★活動計画Ⅱ-(3)-②**

●数値(到達)目標

利用者の就労希望に応じて、協力してもらえる就労体験協力店等の開拓を行います。

●取組みの概要

利用者の状況・希望に対応できるよう引き続き就労体験場所の開拓を行い、就労体験先が就労の場に繋がるよう、令和7年度も企業・団体等に理解と協力求めていきます。

③利用者への柔軟で多様な支援の取組み **★活動計画Ⅱ-(3)-②**

●数値(到達)目標

利用者は、直ぐに一般就労への移行が困難であるため、一人ひとりの状況に合わせた支援プログラムを作成し、本人のステージに応じて支援を行います。

●取組みの概要

利用者との支援者の更なる信頼関係を構築し、自己有用感や自己肯定感や意欲喚起を行い、利用者一人ひとりが就労に向けた準備を行えるようにしていきます。

11 援護事業

<1緊急援護事業資金貸付事業>

1 緊急援護金の貸付・支給 【総務企画係】

①緊急援護金の貸付・支給

●数値(到達)目標

「鎌倉市緊急援護事業に関する協定書」に基づき、適正な運用を図るよう、市と連携を緊密に取っていきます。また、貸付事業については、返還金の滞納が生じないよう市と連携していきます。

●取組みの概要

市生活福祉課援護担当と日頃から連携を密に取っていきます。貸付者の返還状況については特に留意し、市と連携していきます。

<2生活福祉資金貸付事業>

1 生活福祉資金の貸付・償還相談の実施 【あんしん生活係】

①通常の生活福祉資金の貸付相談・償還相談

●数値(到達)目標

相談者や借受者の状況を丁寧に聞き取り、速やかな貸付事務の実施及びきめ細かな償還支援を実施します。

●取組みの概要

県社協からの受託事業として低所得世帯等に対し、自立相談支援機関等と連携を図りながら、相談に応じるとともに、自立更生に必要な資金貸付及びその償還について支援を行います。

②コロナ特例貸付等の償還相談

●数値(到達)目標

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施した特別貸付を受けた償還猶予者へのフォローアップ支援を行います。

●取組みの概要

自立相談支援機関との連携を図り、償還業務(返済・猶予・免除)対応を行います。

<3年末たすけあい援護事業>

1 年末たすけあい援護事業 【総務企画係】

①(新規)年末たすけあい募金の配分先等の見直し検討

◆重点事項2-②

●数値(到達)目標

年末たすけあい募金配分等委員会を複数回開催し、見直し内容を検討していきます。

●取組みの概要

課内協議を踏まえ、年末たすけあい募金等配分委員会において見直し内容を協議します。また、既存の交付団体の声も傾聴し方向性を明確にしていきます。

<4災害見舞金等給付事業>

1 その他生活困窮者やコロナ禍を見据えた取組み 【地域福祉係】

①生活困窮者への食糧支援

●数値(到達)目標

随時

●取組みの概要

緊急に食糧支援を必要とする方に適宜対応できるよう、食糧品の備蓄・管理といった支援体制を整え、生活状況の聞き取りを行い、日常生活を営む上で必要な支援や情報提供ができるよう、生活福祉課やインクルと連携し、食糧支援に留まらない多面的な支援を行います。

2 火災等の小災害時における緊急一時的な避難者の受入れ 【総務企画係】

①宿泊施設等への避難者の受入れ調整

●数値(到達)目標

小災害時における緊急一時的な避難者の受入れが必要となった際に、市生活福祉課と連携し円滑な受け入れを行っていきます。

●取組みの概要

小災害時における緊急一時的な避難者の受入れが必要となった際に、市生活福祉課と連携を図りながら、受入れ宿泊施設等と調整を行い円滑な受入れを行っていきます。

②災害見舞金の支給

●数値(到達)目標

市生活福祉課と連携を図り災害見舞金の適切な支給を行っていきます。

●取組みの概要

火災等の小災害発生に伴い、家屋の焼失、被災者の負傷状況に応じて、災害見舞金を支給しますが、支給に際して市生活福祉課と連携を図り、市見舞金とともに災害見舞金を支給していきます。

12 助成事業

<1有償福祉活動グループ助成事業>

1 有償福祉活動グループ助成事業 【地域福祉係】

①在宅福祉サービス活動団体への助成

●数値(到達)目標

鎌倉市ホームヘルプサービス連絡会に属する3団体への助成金を交付します。

●取組みの概要

新会員の確保に努め、地域福祉の活性化につながる活動を継続できるよう助成金を活用します。

<2福祉団体等助成事業>

1 福祉団体等助成事業 【地域福祉係】

①福祉当事者団体への助成 **★活動計画Ⅲ-(3)-①**

●数値(到達)目標

団体部会に所属する団体のうち助成金を希望する団体へ交付します。

●取組みの概要

地域福祉活動推進のため地域で活動する福祉当事者団体に助成を行います。

<3地区社協助成事業>

1 地区社協助成事業 【地域福祉係】

①地区社協への助成

●数値(到達)目標

9つの地区社協へ助成金を交付します。

●取組みの概要

令和6年度に見直した地区社協助成金のうちの「運営費」については引続き各地区の世帯数に応じた額を交付します。「活動計画推進事業費」については、第6次かまくらささえあい福祉プランの4つの目標に沿った形で選択してもらいます。他の費目については継続協議とします。

13 地域包括支援センター事業

<1地域包括支援センター事業>

1 地域包括支援センター事業 【あんしん生活係】

①総合相談・支援業務

●数値(到達)目標

高齢者等をめぐる不安や相談に対応することで、地域住民の心身の健康・生活の安定に必要な支援を行います。多種多様な相談に適切に対応するため、ケア会議(個別3:小地域1)を開催するなど事業者・民生児童委員・町内会等と連携して対応します。

●取組みの概要

高齢者やその家族の介護や介護予防に関する悩みや生活全般についてのよろず相談に対応するとともに、適切な支援のため関係機関との連携により、ケア会議、ケアマネサロン、民生委員との連絡報告会、出張相談会を開催します。

②認知症予防への取組み

★活動計画Ⅰ-(3)-②

●数値(到達)目標

認知症サポーター養成講座等を小中学校含め開催するとともに、関係機関と連携しアルツハイマー月間などの周知啓発活動に取り組むとともに、認知症当事者とその家族が気軽に集えるサロン(オレンジカフェ)の支援等に取り組めます。

●取組みの概要

認知症当事者とその家族が気軽に集えるサロン(オレンジカフェ)の安定的な開催に向けて支援を継続するとともに認知症について不安や悩みをかかえている当事者やその家族が安心できる地域づくりに努めます。

③介護予防マネジメント

●数値(到達)目標

丁寧な面談と適切なアセスメントを心がけ、利用者にあった介護プランを提案します。ケアプランの件数は、月平均で約180件を目指します。市内ケアマネジャーとの事例検討会(隔月1回)、ケアプラン点検事業を通して適切なケアマネジメントを目指します。

●取組みの概要

要介護状態への進行を予防し、自立した生活を支援するため認定が要支援1・2の方に介護予防ケアプランを作成します。また、今後も適切な介護予防ケアマネジメントによる利用者支援の取り組みを維持継続するための人材の確保(特に介護支援専門員)に向けて検討を行います。

④虐待・消費者被害等への対応

●数値(到達)目標

虐待やその危険性があるケースは、速やかに市に連絡相談し関係機関等と連携して対応します。消費者被害については、訪問時の注意喚起や安全ニュースを定期的に利用者に配布するなど、消費生活センターの情報を活用しながら被害の予防に努めます。

●取組みの概要

高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や虐待の早期発見と防止、消費者被害の防止などに対応します。市が実施する高齢者虐待防止研修への参加や消費生活センターと連携し市民への注意喚起を行うなどの取り組みを継続します。

⑤介護予防・介護者支援の取組み

●数値(到達)目標

家族介護予防教室の開催、ティールームの開催、わくわく算数教室の開催、外出イベントの開催を通して介護予防・介護者支援の取り組みます。

●取組みの概要

高齢者が、いつまでも住みなれた地域でいきいきと暮らしていけるように、ケアマネージャーへの支援や様々な機関とのネットワークづくりに取組むなど、住みやすい地域づくりを支援します。また、高齢者だけでなく介護者や子ども世代が興味を持って参加してもらえるよう ACP（人生会議）、後見制度、終活に関する教室や講座の開催に取り組みます。

14 老人福祉センター運営事業

<1老人福祉センター運営事業(名越・教養・今泉・玉縄・腰越)>

1 老人福祉センター運営事業 【老人福祉センター】

①建物、機械設備の保守点検及び小破修繕の実施

●数値(到達)目標

鎌倉市老人福祉センター指定管理仕様書及び共通仕様書・施設別仕様書に沿って、各施設で建物や機械設備の保守管理に万全を期します。また、機械設備の故障や水道配管の漏水など、小規模な修繕について各施設ですみやかに実施し、施設利用者が安心して通所できる施設づくりを目標とします。

●取組みの概要

建物及び付帯設備の保守点検については、各施設職員又は設備担当職員（委託）によって、日々の目視点検及び専門業者による定期点検を実施しました。

小規模な破損や故障である小破修繕については、予算の範囲内で速やかに対応しました。

②サークル活動への支援、サークル作品展及び発表会の実施

●数値(到達)目標

- ・通年で、各施設のサークルが楽しく活動を継続できるようサポートしていきます。
- ・通年で、常設作品展を実施します。
- ・名越やすらぎセンター、腰越なごやかセンター、教養センターは、鎌倉駅地下道ギャラリー展示を年1回実施します。
- ・腰越なごやかセンターは、フェスティバル開催時期に作品展を年1回実施します。
- ・教養センターは、鎌倉生涯学習センターで作品展及び発表会を年1回実施します。

●取組みの概要

各施設とも年間を通じてサークル活動への支援を行います。教養センターの作品展や舞台発表会は、新型コロナウイルス等の感染予防に配慮しながら実施します。

③生活福祉相談、健康相談、福祉法律相談の実施、なんでも相談窓口の実施

★活動計画Ⅳ-(1)-①

●数値(到達)目標

- ・生活福祉相談は、各施設ともに通年で実施します。
- ・健康相談は、各施設ともに月4回実施します。
- ・福祉法律相談は、名越やすらぎセンターを除き4施設で年1回実施します。
- ・なんでも相談窓口は、各施設巡回で月1回通年実施します。

●取組みの概要

窓口による生活福祉相談は、各施設ともに通年で実施します。保健師による健康相談は、各施設ともに月4回実施します。弁護士による福祉法律相談は、名越やすらぎセンターを除き、4施設で年1回実施します。なんでも相談窓口は、各施設巡回で月1回通年実施します。

④マイクロバス、ワゴン車による送迎サービスの実施

●数値(到達)目標

- ・名越やすらぎセンターは、送迎マイクロバス（市役所～センター間）を運行します。
- ・腰越なごやかセンター、今泉さわやかセンター、玉縄すこやかセンターは、送迎ワゴン車を運行します。

●取組みの概要

送迎マイクロバス、送迎ワゴン車ともに事故なく定期運行に取り組みます。また、利用者のニーズにあった運行の見直しを行い、利用者の増加に繋がります。

⑤一般教養講座、専門講座、年間講座、健康づくり講座、生活講座の実施。フェスティバル等事業の実施

●数値(到達)目標

- ・教養センターで、一般教養講座を48回実施します。
- ・各施設で、専門講座を延べ219回実施します。
- ・教養センターで、年間講座を98回実施します。

- ・各施設で、健康づくり講座を 114 回実施します。
- ・教養センターを除く 4 施設で生活講座を延べ 9 回実施します。
- ・各施設で、フェスティバルを年 1 回実施します。

●取組みの概要

一般教養講座及び年間講座は、教養センターで実施します。専門講座及び健康づくり講座は、各施設で実施します。生活講座は教養センターを除く 4 施設で実施します。

フェスティバルは、新型コロナウイルス等の感染予防を行いながら、各施設で年 1 回実施します。

⑥施設利用者と地域の子どもから大人・高齢者が交流できる事業の実施

★活動計画Ⅱ-(1)-③

●数値(到達)目標

各施設で多世代交流事業を年 10 回程度実施します。
各施設の統一企画を年 1 回実施します。

●取組みの概要

各施設の独自企画として多世代交流事業を、フェスティバル等実施月を除いて月 1 回（年 10 回程度）実施します。

5 施設の統一企画として年 1 回実施します。

⑦協定にもとづく小災害時の避難所運営及び大規模災害時の福祉避難所運営への協力

●数値(到達)目標

- ・福祉避難所設置運営訓練に年 2 回参加します。
- ・災害時対応にむけた M C A 無線訓練を年 2 回程度実施します。
- ・防災・減災に関する職員の資質向上のための研修会に年 1 回参加します。
- ・災害時対応に関する鎌倉市との協議を、年 2 回程度実施します。

●取組みの概要

小災害が発生した場合は、避難所を開設します。また、大規模災害がさつ制した場合は福祉避難所の開設を行います。

発災時に備え、市が作成する福祉避難所マニュアルの改定に協力し、市が実施する福祉避難所設置運営訓練に参加・協力します。

災害時に電話等のインフラが使用できないことを想定して、各施設に設置してある M C A 無線の通信訓練を実施します。